

業務の運営に関する規程

事業所名 根室商工会議所

第1 目的

この規定は、外国人技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本所において監理団体型事業を行うにあたって必要な事項について、規定として定めるものとする。

第2 求人

- 1 本所は、（取扱職種の範囲内）の技能実習に関するものに関し、根室商工会議所の会員である事業所（以下「会員事業所」といいます）からの求人の申し込みのみについてこれを受理します。
ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。
- 4 求人受付の際には、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第3 求職

- 1 本所は、（取扱職種の範囲内）の技能実習に関するものに関し、求職の申込みについてこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 団体監理型技能実習生等がベトナム社会主義共和国在住の場合は、ベトナム社会主義共和国の送出国を經由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにて申し込みください。
団体監理型技能実習生等が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、団体監理型技能実習生等が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申し込みください。

第4 紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ外国人技能実習制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、団体監理型技能実習生等がベトナム社会主義共和国在住の場合は送出国を經由し団体監理型技能実習生等の方に、団体監理型技能実習生等が外国人技能実習制度に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する際には、団体監理型技能実習生等がベトナム社会主義共和国在住の場合は送出国と本所にて調整の上、団体監理型技能実習生等情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。団体監理型技能実習生等の方が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行ってください。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に紹介を致しません。

第5 実習実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者等が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、求人者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者等に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生等の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに団体監理型技能実習生等が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生等との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生等からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型技能実習生等及び団体監理型実習実施者等への助言、指導その他の必要な措置を講じます。

- 9 本所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本規程をホームページ上にて公表いたします。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、団体監理型技能実習生等が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本所の監理責任者は、専務理事とする。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生等の受入れの準備。
 - (2) 団体監理型技能実習生等の技能等の修得等に関する求職者への指導及び助言並びに連絡調整。
 - (3) 団体監理型技能実習生等の保護。
 - (4) 団体監理型技能実習生等の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること。
 - (5) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整。
 - (6) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報管理。

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型技能実習生等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以前に、求人者等から、「ベトナム人技能実習生受入れ事業に係る費用負担及び技能実習生の待遇に関する取決め」に基づき申し受けます。
その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 3 監理費は、団体監理型技能実習生等が団体監理型実習実施者等の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該求人者から、「ベトナム人技能実習生受入れ事業に係る費用負担及び技能実習生の待遇に関する取決め」に基づき申し受けます。
- 4 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に求人者等から、「ベトナム人技能実習生受入れ事業に係る費用負担及び技能実習生の待遇に関する取決め」に基づき申し受けます。

第8 その他

- 1 本所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するのも、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

- 2 雇用契約を締結しましたならば、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等双方から本所にその報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用契約を締結しなかった場合にも、同様に報告してください。
- 3 本所は、団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本所の取扱職種の範囲は、外国人技能実習制度に基づく団体監理型技能実習生等の受入れに限定するものです。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。